株式会社山晃電設　一般事業主行動計画

（次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法 一体型）

1．計画期間	令和 8 年 10 月　1 日 ～ 令和 10 年　9 月 30 日

【次世代育成支援対策推進法に基づく取組】

目標 1　男性の子育て目的の休暇・育児休業等の取得を促進し、仕事と家庭生活を両立しやすい職場環境を整備する。

取組　・男性の子育て目的の休暇・育児休業等の取得について制度や利用方法を周知する。

・小学校第 4 学年以降のこどもや孫の子育てのための休暇制度について周知する。

・子の心身の状況や労働者の家庭の状況に応じ、職業生活と家庭生活の両立に支障となる事情に配慮する。

目標 2　時間外・休日労働を削減するとともに、年次有給休暇を取得しやすい職場環境を整備する。

取組　・業務の効率化や業務分担の見直し等により、時間外・休日労働の削減を図る。
・年次有給休暇の取得を促進するため、取得しやすい職場環境づくりを進める。

目標 3　こどもや若年者が仕事や職業について理解する機会を提供する。

取組　・こどもが保護者である労働者の働いているところを実際に見ることができる機会（こども参観日等）の実施を検討する。

・若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会を提供する。

【女性活躍推進法に基づく取組】

目標　職場と家庭の両方において男女がともに貢献できる職場風土づくりに向けた意識啓発を、年 1 回以上実施する。

取組　・男女がともに仕事と家庭生活を両立できる職場環境について、従業員への意識啓発を行う。

・労働者間で業務を助け合える職場風土を作るため、業務の情報共有や協力体制について確認・見直しを行う。

・女性の健康上の特性に配慮した休暇制度について、制度の整備・周知を行う。
・婦人科検診を受診しやすい環境を整備し、受診に対する支援について周知する。

実施時期　計画期間を通じて実施する。なお、意識啓発は年 1 回以上実施する。